

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月1日(火)	時間	16:00～17:00
指導内容	②事業用自動車の構造上の特性及び日常点検の実施方法		
受講者氏名	宗像一美	指導者	添乗指導員 草野輝明
場所	交通部営業所(応接室)及び車庫		

※資料・・・国土交通省提供
「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく

1 バスの構造上の特性に応じた運転
バスの重量や車高、車長、車幅などの特徴を把握し、死角となる部分やスピードへの影響がどのように関係してくるのかを認識し、安全運転の基礎を習得することが大事であることを説明した。

(1) 車高の高さに配慮した運転 運転席の高さと視界の関係について
(2) 車長の長さに配慮した運転 内輪差やオーバーハング部のはみ出しについて
(3) 車幅の広さに応じた運転 狭い道路での走行の仕方、その影響について
(4) 死角の大きさに配慮した運転 死角が及ぼす運転への影響について
(5) スピードの特性に配慮した運転 車重があることから運転に及ぼす影響について

2 多様化する車両に合わせた運転の仕方
当社においては、大型バス5台、中型バス8台、小型(マイクロ)13台を保有している。
乗客の安全な輸送の観点から、それぞれの車両がもつ特性について理解する必要がある。
更には年式の経過した車両から比較的新しい車両まで混在しており、その運転操作も異なる部分があるので、その把握に努めること。

3 日常点検及び自主点検の実施について
日常点検の実施は、事業用自動車を安全に運行するために法律で義務付けられています。
乗車前には、確実な日常点検を実施するよう指導した。
また、油脂類や各部の作動状況など、日頃の日常点検では確認できないところを適切な時期に実施し、車両故障を防ぐことに努めるよう指導した。
※今研修の後段で、実際に車両を用いて日常点検の実施手順について指導した。

4 その他

バスの管理について、常にお客様のことを念頭において管理すること。与えられた車両の管理については、人任せにせず、自らが率先してその任にあたること。

特にごみの散乱や窓ガラスの手跡などがいないか必ず確認すること。お客様に不快な思いをさせないこと。たとえ、小学生や中学生でもお客様には変わりはない。

営業所責任者 印		統括運行管理者印	
-------------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月8日(火)	時間	9:00～10:00
指導内容	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 乗務員としての心構え		
受講者氏名	宗像一美	指導者	取締役社長 宗像功明
場所	交通部営業所(応接室)		

乗務員としての心構えについて

当社規定の「服務規程」及び「貸切バスに従事する乗客接遇マニュアル」を基に説明を行った。

貸切バス事業は、お客様を安全・確実に送迎することが使命である。

また、お客様と地域の信頼との信頼関係を保つことがとても重要になってくるので、交通法規や交通ルール遵守して安全運行に努めること。

乗務員としての心構えでとても大事なこと

①運行の安全はすべてにおいて優先する。

②お客様と関係業者との信頼関係を大切にすること。

1 服務規程

(1)運行の安全を確保するために必要なこと

- ・運行前及び運行後には必ず運行管理者等からの点呼を受け、飲酒運転の有無、健康状態、車両状態等の確認を受けること。
※酒気帯びや睡眠不足があった場合は運行禁止
- ・免許証、運行指示書等必要とされるものは必ず携行すること
※免許不携帯は運行禁止
- ・乗務中の携帯電話の操作は絶対にしないこと

(2)乗務員の遵守事項

- ・交通法規の遵守
- ・乗務における身だしなみには特に注意すること
- ・健康管理の維持に努めること ※深酒はしないこと
- ・運行管理規程等については、一度目を通しておくこと。不明な点がある時は確認すること

2 貸切バスに従事する乗客の接遇について

お客様に対して、常に良いサービスの提供に心掛けること

(1)より良いサービス提供のために

①身だしなみについて

②乗務における挨拶のマナー

③行程の確認、出庫から配車までに守らなければならないこと

④出発から目的までの運行における注意事項

⑤運行終了に伴う、お客様への対応について

(2) 乗務中における留意事項

①乗務中のみだりな私語(むだ話)等は慎むこと

②業務中は常にお客様が安心して乗車していただけることに最善を払うこと

③お客様との応対は、常に明るく、元気に行うこと。

※接客マニュアルは必ず一読すること

営業所責任者 印		統括運行管理者印	
-------------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月8日(火)	時間	10:00～11:00
指導内容	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 安全運行に関する法令／車両事故における事故報告関係		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		
安全運行に関する法令 ※「安全管理規程」・「運行管理規程」を用いて説明			
1 安全管理規程 運送事業を行ううえで、経営者から乗務員までがそれぞれの分野においてどのような関わり方をもって安全運行に努めなければならないか定めたもの			
乗務員に関係するもの ①経営者が作成する輸送の安全目標や安全計画に目を通し、その内容を理解し、実践すること ②情報の共有及び伝達 知り得た情報は、乗務員のみならず会社全体で共有した方がいいと思った案件については、積極的に公表し、事業所全体で共有するように心がけること ③会社が行う安全マネジメントには積極的に参加し、安全運行に対する知識の向上を図ること			
2 運行管理規程 われわれ運行管理に携わる者及び運転手については、この運行管理規程によって規制されているので運転手に選任される前に熟読し、その内容の理解に努めること			
乗務員(運転手)に関する項目に絞って説明 (1)過労運転防止に努めること(運行内容の確認) (2)運行管理者等の行う点呼を必ず受けること(出庫点呼・帰庫点呼) ・酒気帯びの有無 ・健康状態 ・睡眠不足の有無 ・日常点検の結果 など ※運転手の健康を起因とする事故が絶えず起きている。特に運行前の運行管理者等の行う点呼では、自分の健康状態について偽ることなく正確に報告すること (3)確実な乗務記録の記入を行うこと ・乗務員の拘束時間、運転時間、走行距離(実車距離含む)等を把握するため (4)車両の清潔保持に努めることと			

「お客様の立場だったらどのように感じるか」の視点に立って車両管理にあたること

3 車両事故に係る事故報告関係

車両事故や、車両故障、自然災害などで緊急事態が発生した場合の対処方法

- ・第一に負傷者の救護を行うこと、次に道路における危険の防止、乗客の安全確保、警察への連絡、事業所への連絡の順番に適切な措置を講じること
- ・警察署や事務所へ報告する場合は、正確な情報を時系列毎に報告すること
- ・緊急連絡先等については、事故対応マニュアルを参考にする

今回説明した規則の他に前の研修で説明を受けた、サービス規程は必ず熟読しておくこと。また、その他にも安全運行のためには、道路運送法や道路交通法、旅客自動車運送事業運輸規則など、多くの規則によって定義されているので、まずは、各規則を一読しておくことが望ましい旨説明した。

営業所責任者 印		統括運行管理者印	
-------------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月8日(火)	時間	13:00～14:30
指導内容	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 バスの運行の安全、乗客の安全を確保するための遵守事項		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		

※資料・・・国土交通省提供
「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく

1 バスの運行に係る法令について
バスの運行に係る法令のうち運転に最も必要とされる点について再度説明した。

(1)旅客自動車運送事業に係る法令
貸切バスを運行するうえで重要視される規則である。日常点検の実施や点呼、事故報告など細かに規定されているので再度確認しておくこと。
特にここ数年は、運転者の健康を起因とした事故が発生しているので、点呼における運転者の健康状態の把握が重要視されている。

(2)貸切バスの点検を怠った事故事例など
日常点検・・・トランクから乗客の荷物が落下した事案やタイヤの脱落による事故が発生しているので、トランクやタイヤについても確実な点検が求められている。
携帯電話の使用による事故・・・毎年、携帯電話操作による事故の事案が報告されているので、走行中の使用は厳禁として捉えていただきたい。

2 義務を果たさない場合の影響
交通事故は起こらないとは限らない。万が一交通事故を起こした場合は適正な処置を講じること。
ただし、交通事故を起こすと運転者のみならず、会社や旅行事業関係者、乗客の家族など多くの方々に迷惑をかけるだけでなく、その事故内容によっては、運転者に対する刑事処分、行政処分並びに会社に対する処分まで発生してくるのでバスの運転には十分注意すること。

事故を起こさないためにも ①交通三悪の排除 ②歩行者の安全確保 ③安全確認の徹底 を肝に銘じるとともに、譲り合いの気持ちをもって日ごろの運転業務に精進し、信頼される運転手を目指されることを要望した。			
営業所責任者印		統括運行管理者印	

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月8日(火)	時間	15:00～17:00
指導内容	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 乗客の乗車中及び乗降するときの安全を確保するために遵守すべき事項		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		
※資料・・・国土交通省提供 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく			
◎乗車中の乗客の安全を確保するために遵守すべき事項 バスの運行中は、常に乗客の安全を確保する運転に徹するように以下について説明した。 ・「急」のつく運転はしないこと ・安全速度を守り、安全な車間距離を保つこと ・乗客の状況を適宜確認すること ・シートベルトの着用の徹底を図ること ・走行中は、運転に集中すること などについて説明したが、乗客の方々に安心して乗車していただくためには、安全な速度で走行し、前車との安全な車間距離を保つことが重要であること。また、常にお客様の立場になって物事を判断するよう指導した。			
※お客様へのシートベルト着用の徹底を図る観点から、配車地から出発するとき、また、休憩後出発するときなど、乗客の方々にシートベルトの着用を促すアナウンスを行うように努めること			
◎乗客が乗降するときの安全を確保するために遵守すべき事項 乗降時の乗客の安全を確保するためには、滑らかな発進・停止に努めること。併せて、周囲や乗客の状態を確認することが大事であることを説明するとともに下記の点についても指導した。 ・乗降時における乗客の安全確保 ・乗車・降車するときの注意点 ・高齢者や障害者の安全確保 これらについて、想定される事例などを交えながら説明した。貸切バスは路線バスと違い、乗客の方々が立ったまま走行することがないので、車内事故は少ない傾向になる。しかし、乗客の中には、高齢者や幼児、障がい者、車酔いをしやすい方			

など、様々方が乗車されます。したがって、基本は、滑らかに発進・停止することが原則となってくる。

常にお客様の立場になって運転するよう指導した。

※高齢者や障がい者の方が乗車・降車する際に、不便をきたしているときは迷わず介添えを行うように心がけること。（ただし、体に触れられることを嫌がる乗客もいることから、声をかけ了解を得てから行う。）

また、高速道路のPAやSAで休憩するときは、乗客より先に下車し、交通整理にあたり乗客の安全を確保するように努めることなどについて補足説明した。

営業所責任者 印		統括運行管理者印	
-------------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月9日(水)	時間	9:00～10:00
指導内容	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 健康管理の重要性／交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因とこれらへの対処		
受講者氏名	宗像一美	指導者	運行管理者 先崎 実
場所	交通部営業所(応接室)		

※資料・・国土交通省提供
「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく

健康を起因とする事故は、毎年数件報告されている。ここ数年心筋梗塞等による乗務中の意識喪失による事故が発生している。

このような中で、「自らの健康は自らが責任をもって管理すること」が重要であること認識すること

1 健康起因の事故と健康管理の必要性

疾病が交通事故の要因となる恐れがあるので、疾病が及ぼす影響、健康診断の重要性について説明した。

(1)疾病が要因の交通事故

バスの運転業務 → 生活が不規則なため → 肥満・生活習慣病・消化器疾患になる傾向

↓

最悪の場合 → 脳疾患・心筋梗塞・糖尿病になる可能性あり

※脳疾患や心筋梗塞は、自分では気づかずに進行していく場合が多く、症状が現れたときには治りにくく、突然死に至る場合もあることを肝に銘じること

(2)健康診断の重要性

バスの運転に従事する運転手は、年1回の健康診断が義務付けられている。

健康診断において再検査の診断結果 → 必ず2次健診を受けること

↓

異常があった場合、日頃の自らの生活習慣を見直し、改善するよう努めること

2 交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因とこれらへの対処

(1) 交通事故の生理的・心理的要因

交通事故の要因としては、過労運転、睡眠不足、飲酒、運転技能への過信、あせる気持ち興奮状態などが挙げられる。これらについて例示を用いて説明した。

交通事故を起こした要因の統計をみると、これらの要因が大きいことがわかる。

(2) 過労運転防止

過労運転防止については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」によって、運転者の1日の拘束時間や休息期間、1日の運転時間などが定められている。

詳細について別途資料を用いて説明した。

(3) ヒューマンエラーを防ぐために

交通事故の要因で最も多いのが、ヒューマンエラーによるものである。安全確認不足やよそ見運転、アクセル・ブレーキの誤操作などがある。

1日の運転全てが終了するまでは、気を緩めず目の前の運転に集中するよう指導した。

営業所責任者 印		統括運行管理者印	
-------------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月9日(水)	時間	10:15～11:45
指導内容	④危険の予測及び回避 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法 外		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		

※資料・・国土交通省提供
「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく

◎運行経路における道路及び交通の状況について
安全な運行を行うためには、経路における交通情報や気象情報、ヒヤリハットなどの情報を収集し、それに伴って正しい経路を選択することが大事であることを説明した。

①事前情報の把握・・道路情報や気象情報の収集
道路状況・・時間帯によっては、渋滞が発生しないか、事故が頻繁に起こりやすい場所か、など
気象情報・・悪天候時への対応。特に降雪への対応については早めに準備すること

地理的情報

②適切な運行経路の選択
上記の収集した情報をもとに、適切な運行経路を選択すること

③交通状況に応じた安全運転
適切な運行経路を選択したからといって、事故が起こらないとは限らない。
危険を予測し安全確認を徹底することで、安全運行が可能になると思われる。

◎危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
危険の予測にあたっては、道路を利用する歩行者や自転車、原付などそれぞれの行動特性や潜む危険などを把握することが大切であることを説明した。

①危険予測の必要性
運転者の安全確認不履行や不注意が要因となって事故が起きていることを説明した歩行者や自転車はどのような特性があるか。市街地で交通状況が混雑している場合にはどのような危険が潜んでいるかなど予測することが重要である。

②確実な安全確認の実施

安全確認を確実に行うために、指差呼称や安全呼称を行うことも一つの方法である。

安全確認は目で行うが、目だけでは見える範囲が少ないので、顔を向けることが大事となる。そのために指差呼称を活用すると顔を向けることができる。

③危険予測訓練

別添資料にある6項目について、それぞれどのような危険が予測されるか検証を行った

④緊急時における適性綱対応

緊急時への対応については、日頃からその手順等を理解しておくことが重要であることを説明した。

営業所責任者印



統括運行管理者印



特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月11日(金)	時間	9:00～11:00
指導内容	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 適性診断の結果を用いた教育／運転者の運転適性に応じた安全運転		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		

◎適性診断の結果を用いた教育

4月10日(木)午前9時から富久山自動車学校附属交通安全研究所において実施した初任運転適性診断の結果を基に教育を行った。

初任運転者適性診断受診後に、専門員の方からカウンセリングを受けているので、再確認を兼ねて教育を行った。

適性診断の結果をみると、各項目とも概ね良好な値が示されている。特に動作の正確さなどで高い水準にある。当社で初任者とはいえ貸切バス運行経験が長いことから当然とも考えられるが、一方、マイナスの癖の蓄積による弊害も心配なところ。

適性診断は、あくまでもその人の運転の性格を見るのもであって、事故が起こらないというものではないので、今後の運行について無事故に努めてほしい。また、判断・動作の正確さや注意の配分・危険感受性などについては、年齢とともに低下してくるものなので、その判断については十分に留意すること。最後に、現在は、適性診断の結果をみる限り良好な状態にあるので、他の乗務員に対しても安全運転の模範となるような存在になってほしい旨を要望した。

◎運転者の運転適性に応じた安全運転

運転適性診断の必要性並びに運転適性診断を受診することによってどのような効果があらわれるのかについて説明した。

運転適性診断の種類・・・初任診断、一般診断、適齢診断、特定診断がある。

新たに運転手として雇用された場合には、必ず初任診断を受けなければならない。

一般診断については、3年に1回の受診、65歳以上の適齢診断は当社は令和7年度から毎年実施することとしている。

適性診断は、運転者の運転態度や運転に関するクセを知ることができる。

宗像さんに至っては、各検査項目において高水準であったが、すべてがそうではない。

その診断結果で得られた、運転態度や運転に関するクセについて自覚してもらい、事故を未然に防ごうというものである。

各検査によって起こり得る事故の形態等について別紙資料を用いて説明した。

(まとめ) 適性診断によって得られた運転者のクセについては、運転者がそのクセを克服しようと努力することによって、最終的には、乗客の安全を守ることにつながることになる。

営業所責任者印		統括運行管理者印	
---------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月11日(金)	時間	11:00～12:00
指導内容	⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人
場所	交通部営業所(応接室)		

※資料・・・国土交通省提供

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づく

1 運転支援装置に係る事故の事例

運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する場合がある。

資料記載の事故事例について説明し、事の重大さを認識させた

(改善策) それぞれの運転支援装置の性能を正しく理解すること、運転支援装置を過大評価せず、乗客の安全を最優先とした運転に心掛けることが何よりも重要であることを説明した。

現在、実用化されている「自動運転」に関する機能は、あくまでも補助装置であって完全な自動でない

2 運転支援装置の性能及び留意点

(1)ブレーキ制御を行う装置

①衝突被害軽減ブレーキ

注意点・・・衝突を回避したり、安全に停止できるものではないことを認識すること

レーダーセンサー部に汚れがあると、システムが正しく作動しない恐れあり

②アダプティブ・クルーズ・コントロール

注意点・・・運転操作が軽減されることや先行車との車間距離が維持される安心感から、居眠り運転になる可能性がある

(2)ハンドル操作の警告や支援を行う装置

①ふらつき注意喚起装置

注意点・・・居眠り運転や脇見運転を可能とする装置ではない

②車線逸脱警報装置

注意点・・・ウィンカーと連動せず、車線変更や交差点で曲がった際に連動するものもある

③車線維持支援制御装置

注意点・・・装置単体が車線維持の全てを行うものでないこと

(3) 車両姿勢維持を支援する装置

①車両安定制御装置

注意点・・・本装置は急ハンドル等を可能にするものではない

いずれにおいても、運転支援装置等に頼るのではなく、自らが日頃の運転業務において安全運転に徹し、プロドライバーとしての意識を高く持つことが重要である。

営業所責任者印		統括運行管理者印	
---------	---	----------	---

特別指導(初任運転者)実施記録(座学)

実施年月日	令和7年4月11日(金)	時間	13:00～14:00
指導内容	⑥ドライブレコーダーの記録を用いた研修		
受講者氏名	宗像一美	指導者	統括運行管理者 郡司隼人 添乗指導員 草野輝明
場所	交通部営業所(事務室)		
実技講習は4月1日より開始し、7日までに22時間余りの指導で見極めを了している。以前弊社で貸切バスの乗務員として勤務していたことから技術的には何ら大きな問題もなく良好であった。但し、長年の乗務経験から癖も散見されることからドライブレコーダーの記録を用いた研修を行った。 なお、実技講習は大型バスにより行っている。 1 初任者宗像氏の運転の特徴などについて 添乗指導者草野運行管理者によると、 ・大型バスの車体の特性を十分把握しており、いわゆるバスの「大きさ」による問題は何ら見受けられない。走行は安定しており、カーブや交差点、進路変更などもスムーズ。 ・シフトレバーに左手を長く置く傾向がある。 ・クラッチペダルに足を乗せたままの時がある。 ・交差点で停車する際の車間距離がやや狭い。 2 指導の概要 上記関係者にて、ドライブレコーダーの動画を確認しながら1の点を確認した。 いずれ1の癖や弱点は、旅客事故や運転の安定性、車両の維持コストにつながる可能性もあることから早期に改善すべき点として本人を含め確認した。 宗像氏も指摘事項には納得し、今後指導を受け改善していくこととした。			
営業所責任者印		統括運行管理者印	